

平成24年度

政治資金監査実務に関する フォローアップ説明会資料



政治資金適正化委員会

(目 次)

I. 政治資金規正法施行規則の一部改正について	
1. 概要	1
2. 政治資金規正法施行規則（抄）	2
3. 適用関係	3
4. 関連Q&A	3
 (参考)	
その他政治資金監査上の取扱いに関する見直し等の状況（H22.9以降）	
○ 政治資金監査マニュアルの改定	7
○ 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（委員会見解等）	10
○ Q&Aの改定・追加	21
 II. 平成22年分政治資金収支報告の概要について	
1. 総務大臣分	26
2. 都道府県選挙管理委員会分	29
 III. 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について	
1. 政治資金監査の結果	32
2. 政治資金監査報告書の記載状況等	33
 IV. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について	
○ 「あて名」等に関する記載	34
○ 「1 監査の概要」に関する記載	35
○ 「2 監査の結果」に関する記載	37
○ 「3 業務制限」に関する記載	43
○ その他提出書類関係	44
 V. その他参考資料	
○ 収支報告書等への記載方法の例	46
○ 政治資金適正化委員会ホームページ参照事項	52

I. 政治資金規正法施行規則の一部改正について

1. 概要

金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るため省令を改正（平成24年4月29日施行）。

(改正前)

- ① 「振込明細書の写し」
- ② 「振込明細書に係る支出目的書」（第8号様式の2）

(改正後)

- ① 「振込明細書の写し」
- ② 「振込明細書に係る支出目的書」（第8号様式の2）
ただし、振込明細書に「支出の目的」が記載されているときは、当該振込明細書に係る上記②の書類の作成及び提出は不要。

【振込明細書の写し】

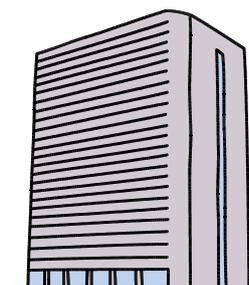
払込受領証
金額 ￥〇〇〇
日付印 24.*.*
××支店

【支出の目的を記載した書面】

第8号様式の2	
振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
□□□費	△△△△料
政治団体名---	

+

併せて提出



都道府県選管等

ただし、振込明細書に「支出の目的」の記載があれば・・・

●●●料金
払込受領証
金額 ￥〇〇〇
日付印 24.*.*
××支店



・・・「振込明細書に係る支出目的書」の作成及び提出は不要

2. 政治資金規正法施行規則（抄）

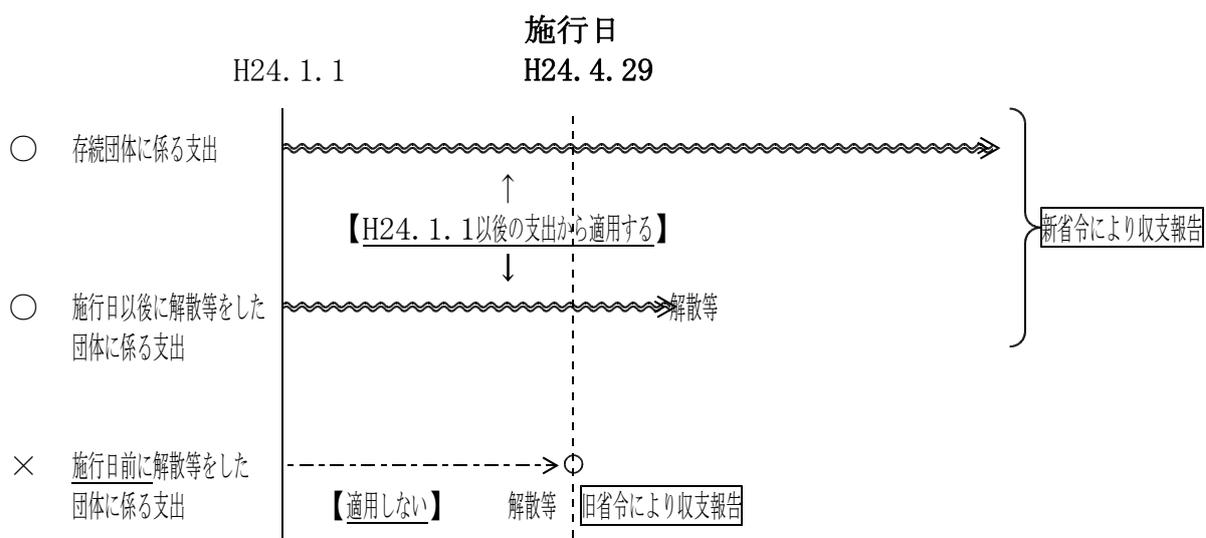
改正後	改正前
<p>(領収書等の写し等の提出方法)</p> <p>第10条 法第12条第2項の規定により領収書等の写し又は振込明細書の写しを提出する場合には、これらを第7条に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。</p> <p>2 法第12条第2項に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面(以下「<u>支出の目的を記載した書面</u>」という。)は、それぞれ別記第8号様式及び第8号様式の2によるものとする。<u>ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができる。</u></p>	<p>(領収書等の写し等の提出方法)</p> <p>第10条 法第12条第2項の規定により領収書等の写し又は振込み若しくは振替の明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものの写し(次項において「<u>振込明細書の写し</u>」という。)を提出する場合には、これらを第7条に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。</p> <p>2 法第12条第2項に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面は、それぞれ別記第8号様式及び第8号様式の2によるものとする。</p>

(参照条文) 政治資金規正法（抄）

<p>第12条（略）</p> <p>2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第2号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、<u>領収書等の写し</u>（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第19条の11第1項において「<u>領収書等を徴し難かった支出の明細書</u>」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）。以下同じ。）<u>を併せて提出しなければならない。</u></p>

3. 適用関係

- ・ 平成24年分収支報告（H24.1.1以後の支出）から適用。
- ・ ただし、改正省令の施行日（H24.4.29）前に解散し、又は目的の変更等により政治団体でなくなったものについては適用しない。



4. 関連Q & A

- ・ H24. 4. 29 追加

V-40 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書	
Q	振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。
A	平成24年に政治資金規正法施行規則が改正され、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該振込明細書の写しを提出することで、振込明細書の写しと当該振込明細書に係る支出目的書を提出したこととなります。したがって、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。

・ H24. 4. 29 **追加**

V-41 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い	
Q	公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。
A	<p>コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となります。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が発行した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はありません。</p>

・ H24. 4. 29 **改定**

V-11 代金引換の領収書等	
Q	運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。
A	<u>運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</u>

【従来の回答】

A	<u>運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、運送会社が発行したものであり、財・サービス等の購入先が発行したものではありませんが、財・サービス等の購入先が支出を受けたことを証すべき書面として領収書等として取り扱って差し支えありません。</u>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・ H24. 4. 29 改定

V-13 郵便局の払込票兼受領証	
Q	郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。
A	払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。 払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。

【従来のQ&A】

Q	郵便局で支払いをした場合の払込票兼受領証は、領収書等として認められるか。
A	払込票兼受領証には、支出の目的が記載されていないため、領収書等に該当せず、振込明細書に該当します。

・ H24. 4. 29 改定

V-32 振込明細書に係る支出目的書がない場合	
Q	振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書により支出の目的を確認することとされているが、請求書や契約書等により支出の目的を確認することとしても差し支えないか。
A	政治資金規正法上、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。 振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則第10条第2項により、改めて支出目的書の作成を求めする必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。 振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。

【従来の回答】

A	政治資金規正法上、振込明細書がある場合には、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。 したがって、振込明細書に係る支出目的書がない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(参考)

その他政治資金監査上の取扱いに関する見直し等の状況 (H22.9以降)

○ 政治資金監査マニュアルの改定

- ・政治資金監査マニュアルの改定の概要 (H22.9)
- ・V-17 請求書等 (H22.9 Q&A改定)

○ 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応 (委員会見解等)

- ① 政治資金監査報告書の記載誤り
 - ・政治資金監査報告書の訂正について (H22.12 委員会見解)
- ② 領収書等の再発行
 - ・VII-10 政治資金監査報告書の内容変更 (H23.1 Q&A追加)
- ③ 収支報告書の訂正
 - ・政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について (H22.12 委員会見解)

○ Q&Aの改定・追加等

- V. 政治資金監査指針② 個別監査指針
- ・V-17 請求書等 (H22.9 改定) 【再掲】
 - ・V-38 お祭りの屋台等における領収書等の徴収 (H23.6 改定)
 - ・V-39 郵便振替受払通知票 (H23.8 追加)
- VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング
- ・VI-5 政治資金監査報酬の計上 (H23.10 追加)
- VII. 政治資金監査報告書
- ・VII-7 収支報告書の写しの添付 (H22.12 改定)
 - ・VII-10 政治資金監査報告書の内容変更 (H23.1 追加) 【再掲】
 - ・VII-11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法 (H23.4 追加)
 - ・VII-8 主たる事務所以外の実施場所の記載方法 (H24.2 改定)
 - ・VII-12 主たる事務所が閉鎖された場合 (H24.2 追加)

政治資金監査マニュアルの改定の概要（H22.9）

1 政治資金監査に資する記載内容の充実

政治資金監査マニュアルの構成をわかりやすく見直すとともに、政治資金適正化委員会がこれまで公表した政治資金監査に関するQ & Aや見解を追加で記載するなど、政治資金監査に資するよう記載内容を充実

- 政治資金監査マニュアルの構成の見直し（政治資金監査実施要領との一体化）
- これまで公表してきた「政治資金監査に関するQ & A」を追加記載
- これまで公表してきた政治資金監査上の取扱いに関する当委員会の見解を追加記載

2 政治資金監査の方法の変更

政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充

(1) 領収書等による支出の状況の確認

< 現行 >

領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額、年月日）に記載不備がある場合は、記載不備の事項を補足する請求書等の関係書類があっても、支出の状況の確認に活用せず、国会議員関係政治団体が領収書等亡失等一覧表を作成



< 改定 >

当該支出に関して発行された請求書等の関係書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合は、当該関係書類も活用して、支出の状況を確認することも可能に

(2) 会計帳簿の記載事項による支出の状況の確認

< 現行 >

支出を受けた者の住所が領収書等の会計帳簿以外の書面に記載されている場合であっても、支出の状況の確認に活用せず、政治資金監査報告書において記載不備を指摘



< 改定 >

支出を受けた者の住所が領収書等に記載されている旨が会計帳簿に記載されていた場合は、当該書面も活用して、支出の状況を確認することも可能に

3 改定後の政治資金監査マニュアルの適用について

平成23年1月1日（解散分は平成23年1月1日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査に対して改定後の政治資金監査マニュアルを適用

●改定後の政治資金監査マニュアル関連部分

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求

9. 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、「V. 2. (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認」の18.により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうか確認すること。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

●関連 Q & A

・ H22.9 改定

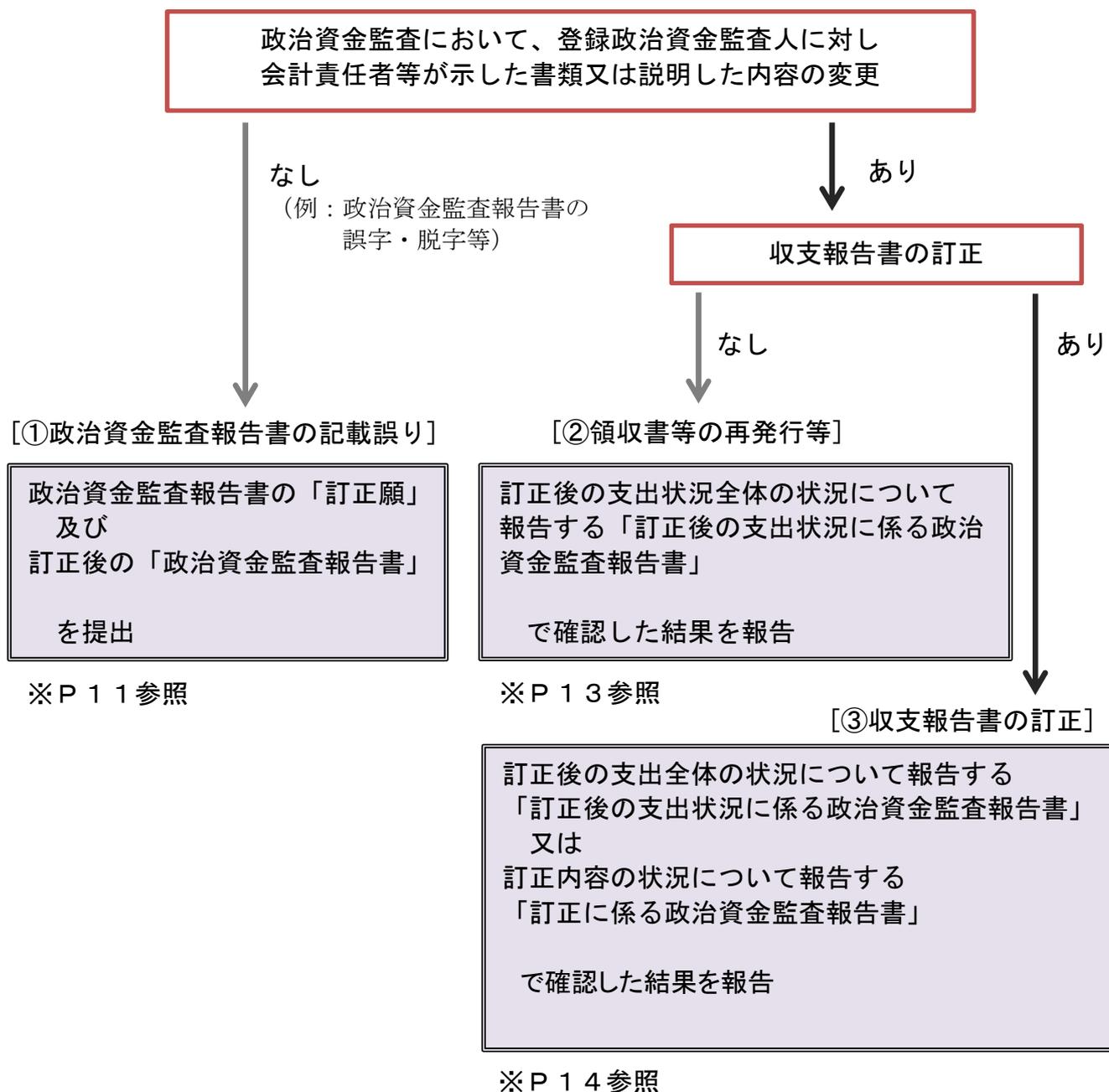
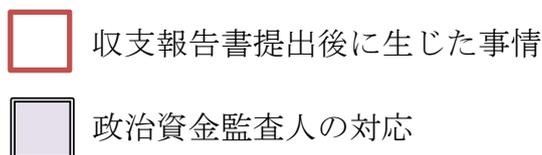
V-17 請求書等	
Q	見積書・利用代金明細書・請求書・納品書等は、領収書等として認められるか。
A	いずれも支出を受けたことを証する書面ではなく、領収書等に該当しません。ただし、支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項に欠ける領収書等がある場合で、当該支出の内容を示す見積書・請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示されたときは、領収書等の記載事項を補足するものとして、会計帳簿との突合に利用できます。

【従来の回答】

A	いずれも支出を受けたことを証する書面ではなく、領収書等に該当しません。
---	-------------------------------------

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フロー図）

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、以下のとおりであることから、留意すること。



①政治資金監査報告書の記載誤り

政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合、会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

この場合、登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。

(参考)

平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願を訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当である。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙)

訂正願

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

平成〇年分の収支報告書に係る平成〇年〇月〇日付けの政治資金監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしく申し上げます。

記

訂正理由	
訂正箇所	別添政治資金監査報告書の下線部分のとおり。

②領収書等の再発行等

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常の政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。

この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

(参考)

平成23年1月28日開催 平成22年度第6回委員会資料

VII-10 政治資金監査報告書の内容変更	
Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。 また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。

③収支報告書の訂正

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常の政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

(1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1(1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象と

することが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記載例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1（2）の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出についてすべて確認できる場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記) (※4)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費 (×件、計××××円)

(3) 〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

〇〇〇〇〇〇

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。
- ※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表(「領収書等亡失等一覧表」)の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。

Q & A の改定・追加等

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

・ H22.9 改定【再掲】

V-17 請求書等 (→9頁を参照「政治資金監査マニュアルの改定」)

・ H23.6 改定

V-38 お祭りの屋台等における領収書等の徴収

Q お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等を徴し難い事情があると認められるのか。

A 購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、購入店に定型の領収書等の用紙を備えていないことのみをもって、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。

【従来 of 回答】

A 購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、お尋ねの場合、領収書等を徴し難い事情とは認められません。

・ H23.8 追加

V-39 郵便振替受払通知票

Q 貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。

A 領収書等に該当します。

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

・ H23. 10 **追加**

VI-5 政治資金監査報酬の計上	
Q	国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。
A	<p>国会議員関係政治団体に係る収支報告書には、人件費を除く1件1万円を超えるすべての支出を記載することとなっていますので、政治資金監査報酬も1万円を超える場合は、収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありません。</p>

VII. 政治資金監査報告書

・ H22. 12 **改定**

VII-7 収支報告書の写しの添付	
Q	政治資金監査報告書を作成するに当たっては、政治資金監査において確認した収支報告書の内容が明らかとなるように、その写しとともに冊子として綴じる等の措置を講じても差し支えないか。
A	<p><u>政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人が、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとしても差し支えありません。</u></p> <p><u>なお、当該収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして、閲覧又は写しの交付の対象となることとなります。</u></p>

【従来の回答】

A	<p><u>政治資金監査報告書の様式及び作成方法は、政治資金規正法施行規則及び政治資金監査マニュアルで規定されており、政治資金監査報告書に綴じ込まれた収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものには該当しません。</u></p> <p><u>したがって、お尋ねの措置を講じて提出されたとしても、当該綴じ込まれた収支報告書の写しは、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会において保存の対象とならず、閲覧又は写しの交付の対象にもなりません。</u></p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・ H23. 1 **追加**

Ⅶ－１０ 政治資金監査報告書の内容変更
 (→ 13頁を参照「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」の「②領収書等の再発行」)

・ H23. 4 **追加**

Ⅶ－１１ 平成２３年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法	
Q	<p>平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。</p>
A	<p>「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できる支出についてのみ記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。」という通知が政治資金課から出されたところである。</p> <p>国会議員関係政治団体の支出のうち、平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、「Ⅶ. 政治資金監査報告書 ２. 政治資金監査報告書記載例（３）」の別記に記載することが適当です。</p> <p>なお、別記の記載例は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(別記) 会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出。</p> </div>

VII-8 主たる事務所以外の実施場所の記載方法	
Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、 <u>政治資金監査報告書にどのように記載すればよいのか。</u>
A	<p>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定されます。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、下記の記載例のように、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所を具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載します。</p> <p>なお、実施場所については、例えば「〇〇〇の事務所」とのみ記載されているなど、実施場所を特定することが難しいと思われる場合は、住所も併記することにより実施場所を具体的に特定する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（記載例）〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所で行った場合</p> <p>1. 監査の概要</p> <p>（4）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の<u>主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（東京都××区××町××番地）において行った。</u></p> </div>

【従来のQ&A】

Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、 <u>政治資金監査マニュアルにおいて「その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること」とされており、政治資金監査報告書にはその実施場所を記載することとされているが、どこまで詳細に記載すればよいのか。</u>
A	<p>お尋ねの場合、必ずしも住所の記載は必要ではなく、政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった理由を明らかにした上で、例えば「〇〇ホテル会議室」等、政治資金監査の実施場所が社会通念上特定される記載であれば差し支えありません。</p> <p>なお、登録政治資金監査人の判断によって住所を記載することを妨げるものではありません。</p>

Ⅶ－１２ 主たる事務所が閉鎖された場合	
Q	政治資金監査の対象となった政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖したような場合には、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するか。
A	政治資金監査を実施する時点においてお尋ねのような状況にあり、主たる事務所であった場所で政治資金監査が実施できない場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するものとして差し支えありません。

【注】

「政治資金監査に関するQ & A」については適宜見直しを行い、政治資金適正化委員会ホームページ上に最新のを掲載していきますので、定期的に御確認くださいようお願いいたします。

Ⅱ. 平成22年分政治資金収支報告の概要について

1. 総務大臣分

(1) 収支報告書の提出状況

区 分			届出団体数 A	提出団体数 B	提 出 率 B/A(%)
政党等	政 党	平成 2 2 年	284	282	99.3
		平成 2 1 年	204	202	99.0
	政党本部	平成 2 2 年	10	10	100.0
		平成 2 1 年	9	9	100.0
	政党支部	平成 2 2 年	274	272	99.3
		平成 2 1 年	195	193	99.0
	うち国会議員 関係政治団体	平成 2 2 年	247	246	99.6
		平成 2 1 年	179	177	98.9
	政治資金団体	平成 2 2 年	5	5	100.0
		平成 2 1 年	4	4	100.0
	小 計	平成 2 2 年	289	287	99.3
		平成 2 1 年	208	206	99.0
その他の政治団体		平成 2 2 年	3,839	3,270	85.2
		平成 2 1 年	3,888	3,287	84.5
うち国会議員関係 政治団体		平成 2 2 年	779	716	91.9
		平成 2 1 年	748	701	93.7
合 計		平成 2 2 年	4,128	3,557	86.2
		平成 2 1 年	4,096	3,493	85.3
うち国会議員関係 政治団体		平成 2 2 年	1,026	962	93.8
		平成 2 1 年	927	878	94.7

(注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

2 「政党支部」は、総務大臣届出分であり、都道府県選管届出分は含まれない。

(2) 全体の収支の概況

① 収入

(単位:百万円、%)

区分	年額	左の内の						訳				前繰越額	合計	
		本収入	寄附	附計	事業収入	借入金	本部支入金	政治入金	その他入金	その他収入				
		党費・会費	個人	法人その他団体	政治団体	計	事業収入	借入金	本部支入金	政治入金	その他入金	その他収入	その他収入	
政(支部を含む)	22年	83,703	1,205	648	2,203	4,056	31,871	2,565	4,234	31,942	5,360	18,282	101,985	
	21年	80,648	1,044	380	2,790	4,214	31,170	783	3,301	31,942	5,479	31,947	112,595	
	22年-21年	3,056	161	268	-587	-158	700	1,781	933	0	-119	-13,665	-10,609	
	対前年比	103.8	97.8	115.4	79.0	96.2	102.2	327.4	128.3	100.0	97.8	57.2	90.6	
うち国会議員関係団体	22年	4,329	75	489	622	1,559	155	182	2,336	23	23	1,159	5,489	
	21年	2,816	276	228	265	858	91	50	1,518	23	23	1,317	4,132	
	22年-21年	1,514	-201	261	184	702	64	132	818	-1	-1	-157	1,357	
	対前年比	153.8	27.1	214.4	169.4	181.8	170.5	362.1	153.9	97.7	97.7	88.1	132.8	
政治資金団体	22年	2,239	174	1,418	346	1,938				301		530	2,769	
	21年	3,409	178	2,375	554	3,106				303		452	3,862	
	22年-21年	-1,170	-4	-956	-208	-1,168				-2		78	-1,093	
	対前年比	65.7	97.8	59.7	62.4	62.4				99.4		117.1	71.7	
小計	22年	85,942	3,676	1,379	2,066	5,994	31,871	2,565	4,234	31,942	5,661	18,812	104,754	
	21年	84,057	3,758	1,222	2,754	7,320	31,170	783	3,301	31,942	5,782	32,399	116,456	
	22年-21年	1,885	-82	157	-688	-1,327	700	1,781	933	0	-121	-13,587	-11,702	
	対前年比	102.2	97.8	112.8	75.0	81.9	102.2	327.4	128.3	100.0	97.9	58.1	90.0	
その他の政治団体	22年	30,743	6,707	2,606	6,551	9,156	9,308	1,273	3,231	1,088	1,088	29,698	60,440	
	21年	40,373	6,679	2,933	8,783	11,716	9,907	8,348	308	3,415	3,415	31,255	71,628	
	22年-21年	-9,630	28	-328	-2,232	-2,560	-599	-7,075	2,922	-2,347	-2,347	-1,558	-11,188	
	対前年比	76.1	100.4	88.8	74.6	78.2	94.0	15.2	1,048.3	31.3	31.3	95.0	84.4	
うち国会議員関係政治団体	22年	12,103	173	1,342	2,409	3,751	6,816	710	29	29	625	6,516	18,620	
	21年	24,186	195	1,805	3,858	5,663	7,121	8,019	9	9	3,179	7,067	31,254	
	22年-21年	-12,083	-22	-463	-1,449	-1,912	-305	-7,309	20	20	-2,554	-551	-12,634	
	対前年比	50.0	88.5	74.4	62.4	66.2	95.7	8.9	314.5	19.7	19.7	92.2	59.6	
合計	22年	116,685	10,384	3,985	2,066	15,150	41,178	3,838	7,465	31,942	6,728	48,509	165,194	
	21年	124,430	10,437	4,156	2,754	19,036	41,077	9,132	3,609	31,942	9,197	63,654	188,085	
	22年-21年	-7,745	-54	-171	-688	-3,886	101	-5,294	3,856	0	-2,468	-15,145	-22,890	
	対前年比	93.8	99.5	95.9	75.0	79.6	100.2	42.0	206.8	100.0	73.2	76.2	87.8	
うち国会議員関係政治団体	22年	16,433	248	1,831	622	5,311	6,971	892	2,365	648	648	7,676	24,109	
	21年	27,002	471	2,032	365	6,521	7,212	8,069	1,527	3,202	3,202	8,384	35,386	
	22年-21年	-10,569	-224	-202	257	-1,210	-241	-7,178	838	-2,554	-2,554	-708	-11,277	
	対前年比	60.9	52.5	90.1	170.5	81.4	96.7	11.0	154.8	20.2	20.2	91.6	68.1	

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

② 支出

(単位:百万円、%)

区分	経常経費						政治生活						費用			うち本部交付金① + ②	
	人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計①	組合活動費	選挙関係費	選挙関係費	機関紙誌の発行	政治資金の運用	その他	調査研究費	寄付金	その他の経費	計②		
																	政治資金の運用
政党(支部を含む)	22年	9,132	128	658	6,010	15,998	4,849	4,849	7,821	53	212	650	23,360	2,762	66,623	26,134	82,551
	21年	9,996	123	533	6,356	17,007	4,964	4,964	10,875	31	13	1,032	30,207	2,577	77,448	31,451	94,456
	22年-21年 対前年比	-864	5	125	-346	-1,079	93.7	-373	-114	-3,054	22	199	-382	-6,847	186	-10,825	-6,317
うち国会議員関係団体	22年	866	24	323	609	1,822	495	457	558	41	8	34	670	167	2,665	128	4,487
	21年	812	17	211	443	1,483	383	15	186	31	1	35	471	42	1,829	77	2,812
	22年-21年 対前年比	54	6	112	166	338	112	443	371	10	7	-1	198	125	1,336	51	1,675
政党等	22年	106.7	136.0	153.2	137.4	122.8	129.1	3127.2	299.1	131.6	687.1	96.7	142.1	396.9	200.6	166.6	159.6
	21年	382	4	4	145	595	76	74	3	3	3	0	1,678	14	1,770	2,305	
	22年-21年 対前年比	542	4	6	163	715	74	74	24	3	10	0	2,500	5	2,617	3,332	
政治資金団体	22年-21年	-159	0	-2	-18	-180	1	-24	0	0	-10	0	-822	9	-847	-1,026	
	対前年比	70.6	91.2	69.7	88.9	74.9	101.5	皆減	115.7	皆減	9.2	33.3	67.1	284.6	67.6	69.2	
	22年	9,514	132	662	6,155	16,463	4,166	4,840	7,825	53	212	650	25,038	2,776	68,993	26,134	84,957
小計	21年	10,537	127	539	6,519	17,722	4,538	4,964	10,878	31	23	1,032	32,707	2,582	80,065	31,451	97,787
	22年-21年 対前年比	-1,023	5	123	-364	-1,259	-372	-114	-3,053	22	189	-382	-7,669	194	-11,672	-6,317	-12,931
	22年	4,174	119	796	2,745	7,835	4,800	754	1,172	1,464	558	308	11,223	2,969	23,439	4,086	31,274
その他の政治団体	21年	4,780	126	863	2,585	8,355	7,318	2,679	4,165	1,612	292	476	12,304	3,536	33,147	1,150	41,502
	22年-21年 対前年比	-606	-7	-67	160	-519	-2,517	-1,925	-2,993	-148	265	-168	-1,081	-1,268	-9,709	2,936	-10,228
	22年	2,192	39	498	1,505	4,235	1,614	290	643	1,057	454	85	2,971	997	7,781	174	12,016
うち国会議員関係政治団体	21年	2,838	46	575	1,326	4,786	4,180	1,828	3,772	1,163	176	179	4,540	3,275	19,252	33	24,038
	22年-21年 対前年比	-647	-6	-77	179	-551	-2,567	-1,539	-3,129	-106	279	-94	-1,570	-2,878	-11,471	141	-12,022
	22年	77.2	85.9	86.6	113.5	88.5	38.6	15.8	17.0	90.9	258.6	47.7	65.4	12.1	40.4	526.2	50.0
合計	22年	13,689	251	1,458	8,900	24,299	8,966	5,604	8,997	1,517	770	958	36,261	5,045	91,832	30,220	116,131
	21年	15,317	253	1,402	9,104	26,077	11,856	7,643	15,043	1,643	315	1,508	45,011	6,118	113,213	32,602	139,289
	22年-21年 対前年比	-1,629	-2	56	-204	-1,778	-2,890	-2,039	-6,046	-126	455	-6,078	-8,750	-1,073	-21,380	-2,382	-23,159
うち国会議員関係政治団体	22年	3,058	63	821	2,115	6,056	2,108	747	598	1,097	492	119	3,640	564	10,447	302	16,503
	21年	3,650	63	786	1,769	6,269	4,563	1,843	3,959	1,194	177	214	5,012	3,317	20,581	110	26,850
	22年-21年 対前年比	-593	0	35	345	-213	-2,455	-1,096	-2,758	-96	285	-95	-1,371	-2,753	-10,134	192	-10,347
対前年比	83.8	99.7	104.5	119.5	96.6	46.2	40.5	167.5	30.3	91.9	261.4	55.6	72.6	17.0	50.8	274.4	61.5

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

2. 都道府県選挙管理委員会分

(1) 収支報告書の提出状況

区 分		届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政党支部	平成22年	8,657	8,393	97.0
	平成21年	8,583	8,362	97.4
うち国会議員 関係政治団体	平成22年	889	875	98.4
	平成21年	807	796	98.6
その他の政治団体	平成22年	54,978	50,241	91.4
	平成21年	54,018	49,972	92.5
うち国会議員 関係政治団体	平成22年	1,538	1,485	96.6
	平成21年	1,711	1,649	96.4
合 計	平成22年	63,635	58,634	92.1
	平成21年	62,601	58,334	93.2
うち国会議員 関係政治団体	平成22年	2,427	2,360	97.2
	平成21年	2,518	2,445	97.1

- (注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。
 2 「政党支部」は、都道府県選管届出分であり、総務大臣届出分は含まれない。

(2)全体の収支の概況

① 収入

(単位:百万円、%)

区分	分	本収入額	左の内の内訳						前繰越額	合計			
			党費・会費	寄附			事業収入	借入金			本部交付金収入	その他の収入	
				個人	法人その他の団体	政治団体							計
政党支部	22年	78,330	5,692	17,566	6,638	3,864	28,075	5,989	948	36,423	1,203	27,114	105,445
	21年	88,971	5,998	18,285	8,829	6,618	33,736	4,087	991	42,641	1,518	27,437	116,408
	22年-21年	-10,641	-306	-719	-2,191	-2,753	-5,662	1,902	-43	-6,218	-314	-322	-10,963
	対前年比	88.0	94.9	96.1	75.2	58.4	83.2	146.5	95.6	85.4	79.3	98.8	90.6
うち国会議員関係政治団体	22年	21,445	523	2,618	3,190	2,934	8,743	1,624	694	9,616	246	5,366	26,812
	21年	32,570	505	3,522	5,076	5,690	14,289	1,516	669	15,275	315	5,796	38,365
	22年-21年	-11,125	18	-904	-1,887	-2,755	-5,547	108	24	-5,659	-70	-429	-11,554
	対前年比	65.8	103.5	74.3	62.8	51.6	61.2	107.1	103.7	63.0	77.9	92.6	69.9
その他の政治団体	22年	51,112	9,259	12,084	2	14,387	26,473	10,924	1,557	1,666	1,234	34,260	85,371
	21年	51,451	9,561	11,833	2	16,188	28,023	9,491	1,444	1,764	1,168	35,187	86,639
	22年-21年	-340	-302	251	0	-1,801	-1,550	1,433	112	-98	65	-927	-1,267
	対前年比	99.3	96.8	102.1	115.2	88.9	94.5	115.1	107.8	94.4	105.6	97.4	98.5
うち国会議員関係政治団体	22年	8,730	157	1,549	0	2,831	4,380	3,505	381	49	258	4,096	12,827
	21年	11,840	208	2,276		5,433	7,709	2,901	579	129	314	4,001	15,841
	22年-21年	-3,110	-51	-727	0	-2,601	-3,329	604	-199	-80	-56	95	-3,015
	対前年比	73.7	75.5	68.0	皆増	52.1	56.8	120.8	65.7	38.2	82.2	102.4	81.0
合計	22年	129,442	14,951	29,650	6,640	18,251	54,547	16,913	2,505	38,089	2,437	61,374	190,816
	21年	140,422	15,559	30,119	8,831	22,805	61,759	13,578	2,436	44,405	2,686	62,624	203,046
	22年-21年	-10,980	-608	-468	-2,191	-4,554	-7,212	3,335	69	-6,316	-249	-1,250	-12,230
	対前年比	92.2	96.1	98.4	75.2	80.0	88.3	124.6	102.8	85.8	90.7	98.0	94.0
うち国会議員関係政治団体	22年	30,176	680	4,167	3,190	5,766	13,123	5,129	1,074	9,666	504	9,463	39,638
	21年	44,410	713	5,798	5,076	11,122	21,998	4,416	1,249	15,404	629	9,797	54,207
	22年-21年	-14,234	-33	-1,631	-1,887	-5,357	-8,875	712	-174	-5,739	-125	-334	-14,568
	対前年比	67.9	95.4	71.9	62.8	51.8	59.7	116.1	86.0	62.7	80.1	96.6	73.1

(注) 1 政党匿名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。

2 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

② 支出

(単位:百万円、%)

区分	経常経費						政治				活動				うち本部支交付金	合計①+②		
	人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計①	組活動費	選挙関係費	機関紙誌の発行		その他の事業費		調査費	精密交付金の	その他の			計②	
								機関紙誌	伝ハリー	政治資金	その他小計							経費
22年	21,182	666	3,115	8,059	33,022	10,114	3,680	1,104	5,844	1,183	633	8,765	401	21,773	1,154	45,887	14,842	78,909
21年	23,624	746	3,725	9,214	37,310	11,374	5,974	1,532	6,786	892	519	9,729	458	23,186	1,294	52,014	14,609	89,324
22年-21年	-2,443	-80	-610	-1,155	-4,288	-1,260	-2,294	-428	-942	291	115	-964	-57	-1,412	-140	-6,128	234	-10,416
対前年比	89.7	89.3	83.6	87.5	88.5	88.9	61.6	72.1	86.1	132.7	122.1	90.1	87.6	93.9	89.2	88.2	101.6	88.3
22年	6,904	223	1,620	3,278	12,026	1,883	756	665	1,770	313	130	2,878	76	3,389	593	9,574	778	21,600
うち国会議員 関係政治団体	9,027	296	2,226	4,322	15,871	3,009	2,660	1,109	3,310	341	139	4,898	144	5,442	625	16,778	1,298	32,649
22年-21年	-2,123	-73	-606	-1,044	-3,845	-1,126	-1,904	-444	-1,540	-28	-8	-2,020	-68	-2,053	-32	-7,204	-520	-11,049
対前年比	76.5	75.4	72.8	75.8	75.8	62.6	28.4	60.0	53.5	91.9	94.0	58.8	52.9	62.3	94.8	57.1	59.9	66.2
22年	6,246	445	2,400	5,616	14,708	10,433	1,041	1,625	2,803	1,920	3,003	9,352	448	11,651	1,467	34,392	1,330	49,100
21年	7,046	518	2,593	5,981	16,139	10,615	1,622	1,702	2,565	1,518	2,892	8,677	467	12,747	1,681	35,808	1,269	51,947
22年-21年	-801	-73	-193	-365	-1,431	-182	-581	-76	238	402	111	675	-18	-1,096	-214	-1,416	61	-2,847
対前年比	88.6	86.0	92.6	93.9	91.1	98.3	64.2	95.5	109.3	126.5	103.8	107.8	96.1	91.4	87.3	96.0	104.8	94.5
22年	1,622	78	592	1,170	3,462	1,096	85	127	406	796	603	1,932	38	1,822	318	5,290	5	8,752
うち国会議員 関係政治団体	2,162	126	827	1,548	4,662	1,469	229	204	547	632	512	1,895	57	2,659	615	6,925	95	11,587
22年-21年	-540	-47	-235	-378	-1,200	-374	-144	-77	-140	163	90	36	-19	-837	-298	-1,635	-90	-2,835
対前年比	75.0	62.3	71.6	75.6	74.3	74.6	37.1	62.2	74.4	125.8	117.6	101.9	67.0	68.5	51.6	76.4	5.0	75.5
22年	27,427	1,111	5,516	13,676	47,730	20,547	4,720	2,730	8,647	3,104	3,637	18,117	849	33,424	2,621	80,279	16,172	128,009
21年	30,671	1,264	6,319	15,196	53,449	21,989	7,596	3,234	9,351	2,410	3,411	18,407	924	35,932	2,975	87,823	15,878	141,271
22年-21年	-3,243	-153	-803	-1,520	-5,719	-1,442	-2,876	-505	-704	694	226	-289	-75	-2,508	-353	-7,544	294	-13,263
対前年比	89.4	87.9	87.3	90.0	89.3	93.4	62.1	84.4	92.5	128.8	106.6	98.4	91.9	93.0	88.1	91.4	101.9	90.6
22年	8,526	302	2,212	4,448	15,488	2,978	841	792	2,176	1,109	733	4,810	114	5,210	910	14,864	783	30,952
うち国会議員 関係政治団体	11,189	422	3,053	5,870	20,533	4,478	2,889	1,312	3,857	973	651	6,794	201	8,101	1,240	23,703	1,393	44,236
22年-21年	-2,663	-120	-840	-1,422	-5,045	-1,500	-2,048	-521	-1,680	135	82	-1,984	-87	-2,891	-330	-8,839	-610	-13,884
対前年比	76.2	71.5	72.5	75.8	75.4	66.5	29.1	60.3	56.4	113.9	112.6	70.8	56.9	64.3	73.4	62.7	56.2	68.6

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

Ⅲ.平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について

1. 政治資金監査の結果

- 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加(H21年分 91.2% → H22年分 95.0%)しており、国会議員関係政治団体の関係書類等の徴収・作成・保存義務の履行について改善の傾向。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	H21年分	H22年分	増減
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	91.2%	<u>95.0%</u>	+ 3.8ポイント
(2) 不備を指摘したもの	8.8%	5.0%	▲ 3.8ポイント
イ 会計帳簿に記載不備があったもの	2.2%	0.9%	▲ 1.3ポイント
ロ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	6.3%	3.9%	▲ 2.4ポイント
ハ イ及びロが複合したもの	0.3%	0.2%	▲ 0.1ポイント

※「会計帳簿に記載不備があったもの」とは・・・

- 会計帳簿の必要記載事項（①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日）について、記載漏れ等の記載不備があったもの

※「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」とは・・・

- 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費を除く）があったもの
- 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費があったもの
- 当該政治団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されたもの
- 東日本大震災により会計帳簿等の関係書類の一部が滅失したため、会計責任者が収支報告書に記載されていないとしている支出があったもの

2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載等が見受けられたところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

(1) 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- ・ 政治資金監査報告書の報告事項に遺漏がないよう、政治資金監査報告書の作成を支援するためのチェックリストを昨年8月に作成。
- ・ ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、積極的活用を促進。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- ・ 主たる事務所以外の場所で政治資金監査を実施した場合の理由及び実施場所の記載方法に関するQ&Aを追加し、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底。

(3) 「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的实施

- ・ 本調査で見受けられた事例紹介を交えながら、政治資金監査の適確な実施と政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底。
- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底。
- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、実施回数が増も念頭に、全国各地で継続的に開催。

(4) 関係士業団体との連携

- ・ 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会を活用するなど、関係士業団体と連携。

IV.政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について

◆「あて名」等に関する記載

【記載例】

政治資金監査報告書		平成×年×月×日
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）		
代表 〇〇〇〇 殿		
登録政治資金監査人	〇〇〇〇	⑩
登録番号	第××××号	
研修修了年月日	平成×年×月×日	

（参考事例①）

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていた事例
- 領収書等の日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっていた事例
- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印していなかった事例

👉 check!!

- ★「宣誓書」は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であることから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
- ★政治資金監査報告書には、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ★国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。
（※「1 監査の概要（1）（4）」、「3 業務制限」においても同様）
- ★登録政治資金監査人名欄には、自署かつ押印が必要であること。

◆ 「1 監査の概要」に関する記載

【記載例】

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

(参考事例②)

- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していた事例
- 政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた事例

👉 check!!

- ★解散したとき又は目的の変更等により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は、「法第12条第1項」ではなく、「法第17条第1項」であること。
(※「2 監査の結果(3)」においても同様)
- ★書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

【記載例（つづき）】

（４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

（参考事例③）

- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でなかったり、実施場所の特定が十分ではない事例
- 主たる事務所と異なる場所を主たる事務所として政治資金監査報告書に記載し、その事実が新聞に報道された事例

☞ check!!

- ★主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を行った場合には、なぜ主たる事務所以外の場所で実施する必要があったのかを具体的に記載することによってその理由を明らかにした上で、実施場所を特定すること。
- ★なお、実施場所について、例えば「〇〇〇の事務所」と記載するだけでは実施場所を特定することが難しいと思われる場合には、場所と住所を併記して、当該実施場所を具体的に特定すること。

（例）従たる事務所で行った場合

（４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（東京都××区××町××番地）において行った。

◆ 「2 監査の結果」に関する記載

【記載例(1)】政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(参考事例④)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例
- 支出がゼロなのに、(1) や (3) に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの書類を記載していた事例
- 支出があるのに、(1) や (3) に「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの書類を記載していない事例
- (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していた事例
- (1) や (3) では「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」が記載されているのに、(4) では「領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった」として記載していた事例
- 「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」が存在しなかったため、(4) の記載を削除していた事例
- 解散等団体にあつては、収支報告書の根拠規定は「法第17条第1項」であるのに、「法第12条第1項」と記載していた事例。(「1 監査の概要」の☞check!!参照)

☞ check!!

- ★ (1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。
- ★ (4) には、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」が存在しなかった場合でも、その旨を記載すること。

注意!!

「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、以下の2つの書類を指す。

- ① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」
- ② 「振込明細書に係る支出目的書」

※ 以下の(例1)～(例3)を参照のこと。

(例1) ①②とも存在しなかった場合

- 【記載例】から「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」と「振込明細書」を削除。
(4)は削除することなく、存在しなかった旨を記載。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載は任意

(例2) ①は存在し、②は存在しなかった場合

→【記載例】から領収書等を徴し難かった支出の明細書等の「等」と「振込明細書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書を必要とする支出はなく、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

(例3) ①は存在せず、②は存在していた場合

→【記載例】中の「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」を「振込明細書に係る支出目的書」に置き換え。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

☞ check!!

★支出が計上されていなくても、会計責任者に「会計帳簿」の保存義務は課せられていること。

(例) 支出が計上されていない場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった。

【記載例(2)】 会計帳簿に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(参考事例⑤)

○記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例

☞ check!!

★会計帳簿の必要記載事項(支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日)の記載不備については、記載例(2)に従い、記載不備があった事項の種類を記載する。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

(例)「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

【記載例(3)】 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

(1)～(4) 略

(別記)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	//. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

(参考事例⑥)

- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載していた事例
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していなかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例
- 領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すべきなのに、それを記載していなかった事例

☞ check!!

- ★領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出(人件費を除く)については、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求め、記載例(3)の(別記)(1)の例により、政治資金監査報告書の別添として添付しなければならない。また、会計責任者は、選管等へ収支報告書を提出する際には、当該政治資金監査報告書(別添として添付された領収書等亡失等一覧表を含む)を併せて提出しなければならない。
- ★領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載する必要がある。
- ★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。

(参考事例⑦)

- 政治資金監査報告書に会計責任者に対する指導状況など、記載例にはない任意の記載がされていた事例

☞ check!!

- ★政治資金監査報告書は、記載例に従って記載すること。
- ★なお、登録政治資金監査人が記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

◆ 「3 業務制限」に関する記載

【記載例】

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

(参考事例⑧)

- 「3 業務制限」に関する記載をしていなかった事例
 - 「〇〇〇〇と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例
- 〔※ ただし、使用人等を使用せず、複数の登録政治資金監査人により政治資金監査を行った場合であれば上記記載で可。〕

☞ check!!

- ★政治資金監査を行った国会議員関係政治団体と業務制限に抵触する関係にないことを明らかにするため、記載例に従って記載すること。
- ★なお、政治資金監査の業務を補助した使用人等がなかった場合には、「また」以下の記載は不要。

◆その他提出書類関係

(参考事例⑨)

- 「収支報告書」の支出の小計や合計の計算誤りや表間の金額が整合的でなかった事例
- 「収支報告書」に記載されている支出の日付や金額が、「領収書等の写し」の記載内容と整合的でなかった事例

☞ check!!

- ★収支報告書(支出に係る分に限る)に計算誤りがないかどうか検算して確認すること。
- ★会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

(参考事例⑩)

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 「領収書等の写し」の編さんが杜撰で、各支出との対応関係が分かりにくい事例

☞ check!!

- ★提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★領収書等の適切な整理・保存について会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★なお、会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適当。

(参考事例⑪)

- 領収書等が存在しない支出について、「紛失のため」「再発行が困難なため」「不鮮明のため」という理由で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を作成していた事例

☞ check!!

- ★一度発行された領収書等の亡失等は、領収書等を徴し難かった事情に該当せず、「領収書等亡失等一覧表」に記載すべきもの(ただし、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。)
- ★なお、具体の事案が領収書等を徴し難かった事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会へ照会すること。

V. その他参考資料

○収支報告書等への記載方法の例

1. 無償提供を受けている場合の記載方法
2. クレジットカードによる支払いの記載方法

○政治資金適正化委員会ホームページ参照事項

1. 無償提供を受けている場合の収支報告書の記載方法

【質問例】

政治団体において労務や事務所の無償提供を受けている場合には、収支報告書にどのように記載すればよいか。

【対応のポイント】

- 労務や事務所の無償提供は政治資金規正法上の寄附に該当することから、その時価を収入として収支報告書に記載
- また、経理上の処理として同額の支出を政治活動費の「その他の経費」に記載
- このとき、当該支出について領収書等は発行されないことから、領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載

【関連項目】「国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成22年8月改訂）」より抜粋（下線付加）

【よくあるご質問】無償提供を受けた場合

Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたります。

この場合、収支報告書には、これらの時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

また、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（130ページ参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

無償提供を受けた場合の記載例（会計帳簿：一部記載省略）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
2の1 寄附 (1) 個人からの寄付	C山花子	1,100,000	HO. 1. 10	事務所の無償提供 } ←
	合計	1,100,000		
収入の総額		1,100,000		

会計帳簿作成ソフトの
「収入・支出同額計上ボタン」
をクリック

自動的に青字部分を挿入

支出簿

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	金銭以外のものによる 寄附相当分	1,100,000	HO. 1. 10	C山花子	← }
	合計	1,100,000			
支出の総額		1,100,000			

赤字部分…自ら記入、青字部分…ワンクリックで挿入、緑字部分…自動計算

無償提供を受けた場合の記載例(収支報告書)

【記載例】

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		個人			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円	円					
④ 甲川一郎		1	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×丁目×番地	衆議院議員	
④ " "		1	5	0	0	0	〇. 10. 1	"	"	
A山太郎		3	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A会社社長	
" "		3	0	0	0	0	〇. 9. 20	"	"	
B山太郎		7	0	0	0	0	〇. 8. 20	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B会社役員	
C山花子		1	1	0	0	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C会社社長	事務所の無償提供
この頁の小計		4	7	0	0	0				
その他の寄附		2	4	0	0	0				
合計		4	9	4	0	0				

事務所の無償提供による寄附を時価に換算して記載

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所(団体に あっては、その名称)	備考
	十億	百万	千	円	円				
金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	0	0	〇. 1. 10	C山花子	東京都××区〇町〇丁目〇番地
この頁の小計		1	1	0	0	0			
その他の支出									0
合計		1	1	0	0	0			0

経理上の処理のため収入と同額を計上

第8号様式(第10条第2項関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

項目	支出の目的 摘要	金額					年月日	領収書等を徴し難かった事情	
		百円	千	円	円	円			
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	0	0	〇. 1. 10	無償提供のため
			1	1	0	0	0		

政治団体の名称 〇〇政治研究会
会計責任者の氏名 乙川次郎



2. クレジットカードによる支払いの記載方法

【質問例】

政治団体においてクレジットカードを利用した支出を行った場合、収支報告書にはどのように記載すればよいか。

【対応のポイント】

- 原則：
 - ・ 物品購入時に収支両建てで計上
 - ・ カード会社への支払時に再度支出に計上
- 例外①：
ETCカード利用の場合は、カード会社への支払時のみでも差し支えない
- 例外②：
クレジットカードによる一括払いの場合は、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えない

【関連項目】「国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成22年8月改訂）」より抜粋（下線付加）

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、物品を購入した時点で、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

② その後、カード会社に支払った時点で、
その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q2 なぜ、Q1のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないのですか。

A2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q1②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ1②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q1①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（136ページ参照）があり、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

なお、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

項目	支出の目的 摘要	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	HO. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	HO. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	HO. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に青字部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	HO. 1. 20	←
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	HO. 1. 25	
	合計	80,000		
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
赤字部分…自ら記入、青字部分…ワンクリックで挿入、緑字部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	ETCカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H〇. 3. 10	〇〇カード	

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（次ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、
・ 現金と同等に広く利用されていること
・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること
から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

政治資金適正化委員会

- ▶ [概要](#)
- ▶ [委員名簿](#)
- ▶ [会議資料](#)
- ▶ [政治資金監査マニュアル](#)
(政治資金監査に関する具体的な指針)
- ▶ [政治資金監査チェックリスト](#)
- ▶ [政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト](#)
- ▶ [政治資金監査に関するQ & A](#)
- ▶ [政治資金適正化委員会による見解一覧](#)
- ▶ [登録政治資金監査人の登録・変更等について\(申請書類\)](#)
- ▶ [政治資金監査に関する研修について](#)
- ▶ [政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について](#)
- ▶ [登録政治資金監査人の登録一覧](#)
- ▶ [少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について](#)
- ▶ [政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ](#)
- ▶ [なるほど！政治資金\(政治資金制度の紹介ページ\)](#)
- ▶ [国会議員関係政治団体の収支報告の手引](#)
- ▶ [総務大臣届出分の政治資金収支報告書](#)
- ▶ [現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿](#)

概要

新着情報

- 2012年3月16日 [第7回政治資金適正化委員会](#)
- 2012年2月7日 [第6回政治資金適正化委員会](#)
- 2011年12月20日 [第5回政治資金適正化委員会](#)
- 2011年10月5日 [第4回政治資金適正化委員会](#)
- 2011年8月11日 [第3回政治資金適正化委員会](#)

[▶ 以前の最新情報へ](#)

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

- 2012年3月16日 [政治資金監査に関する研修\(上半期\)の実施計画](#)  を決定しました。研修を修了されていない方は、積極的に受講ください。
- 2012年2月7日 [政治資金監査に関するQ & A](#)  を更新しました。

設置根拠

政治資金規正法第19条の29

所掌事務

[政治資金規正法第19条の30](#) 

委員

1. 人数：5人(政治資金規正法第19条の31)
2. 選任：学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命(政治資金規正法第19条の32)
3. 任期：3年(政治資金規正法第19条の32第3項)
4. 委員長：委員の互選によって委員のうちから選任(政治資金規正法第19条の33)
5. [委員名簿](#)

事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

なるほど！政治資金は [こちらをクリック](#)

国会議員関係政治団体の収支報告の手引は [こちらをクリック](#)

総務大臣届出分の政治資金収支報告書は [こちらをクリック](#)

現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿は [こちらをクリック](#)

*「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、こちらをクリックします！

[▶ ページトップへ戻る](#)